



## 裁定申請照会事項回答書

平成19年6月27日

情報通信審議会有線放送部会  
部会長 根元 義章 殿

郵便番号 870-0147

住所 大分県大分市小池原11

名称 大分ケーブルネットワーク

代表者氏名 代表取締役社長 青柳

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年6月21日付にてご照会のありました、総務大臣の裁定申請に関しまして、下記の通り、記載事項についてのご回答を申し上げます。

敬具

記

### 照会事項 (1)

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社及び九州朝日放送株式会社のアナログ放送の再送信について、再送信同意期間中であるにもかかわらず、当該放送事業者に無断で停止したことについての事実関係及びその理由について

回 答

当該放送局の再送信について無断で停止をしたことは事実です。停止をした理由としては、デジタル化に伴ってチャンネル数が著しく増加し、又現用の設備を活かした新規サービスのひとつにデジタル放送を使った双方向防災システムがあり、当初の拡張エリア(浸水想定区域)での重要な防災システムである為、地域住民の要望に早期にお応えすべく、防災対策最優先での構築を実施したことにあります。

### 照会事項 (2)

今回裁定を申請している福岡民放4社のデジタル放送を再送信するにあたり、同様に再送信を停止する可能性、及び停止する可能性がないとする場合には、(1)の事実関係に照らしつつ、その根拠について

回 答

現状での再送信の停止については、可能性は無いと思います。なぜなら、デジタル放送コンテンツはすばらしく、加入者の皆様からも同一市内における地上デジタル放送区域外再送信の公平、平等な視聴をアナログ放送にまして、さらに強く求められると考えるからです。大分市内における情報の均等化を図ることがご視聴、ご利用いただいている加入者の皆様に対しての責務であると考えております。